◎新潟県告示第1155号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

令和6年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 粟島鳥獣保護区立島特別保護地区
 - (1) 区域

岩船郡粟島浦村地内の長手鼻を起点とし、ここから海岸線を北に進み通称カクシ島に至る。ここから稜線を東に進み村道28号線に至る。ここから同村道を南に進み丸山山頂(184メートル)から東に伸びる稜線との交点に至る。ここから同稜線を西に進み丸山山頂を経て、さらに稜線を西に進み起点を結ぶ内部一円とする(ただし、長手鼻からカクシ島までの範囲の海上にある岩礁を含む)。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地

イ 指定目的

粟島鳥獣保護区のうち、特にオオミズナギドリ、ウミウなどの海鳥の繁殖の中心となっている地域について特別保護地区に指定し、これらの海鳥の繁殖を保全する。

ウ 管理方針

オオミズナギドリ、ウミウなどの海鳥の繁殖地の環境を適切に保持し、海鳥の生息環境に著しい影響を 及ぼすことのないよう留意する。

- 2 妙高山鳥獣保護区火打山特別保護地区
 - (1) 区域

妙高山鳥獣保護区のうち、国有林・上越森林管理署内、11林班中イ2、イ3の各小班、13林班中口1、口2の各小班、14林班中に、口2の各小班、16林班中イ、口3の各小班、37林班中口小班、39林班中イ小班、並びに40、41、42、43、44、47、48、49の各林班の区域。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

多様な植生が混在する一帯で鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、特に国内希少野生動植物種、特別天然記念物に指定されているライチョウが生息していることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、妙高戸隠連山国立公園に属しており自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。